

横浜市告示第 128 号

建築基準法第 39 条第 1 項の規定による災害危険区域から  
除く区域の一部改正

建築基準法第 39 条第 1 項の規定による災害危険区域から除く区域  
(平成 30 年 9 月横浜市告示第 508 号)の一部を次のように改正する

令和 3 年 3 月 16 日

横浜市長 林 文子

災害危険区域から除く区域を次のように改める。

災害危険区域から除く区域

南区
保土ヶ谷区
磯子区
金沢区
栄区
港南区
中区
港北区
瀬谷区
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、三春台 5、宮田町 1 丁目 1、花咲町 2 丁目 1、宮川町 3 丁目 1 及び赤門町 1 丁目 1 の西区部分
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により神奈川県知事が土砂災害警戒区域として指定して告示した区域のうち、師岡町 8 の鶴見区部分